

青少年施設ひなた村のあり方の見直しについて

町田市5ヵ年計画17-21の行政経営改革プラン、「基本方針3・いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる」に位置づけられた、ひなた村のあり方の見直しにつき、一定の方向性が出ましたので以下のとおりご報告いたします。

1 これまでの経過

- (1) 2010年度の包括外部監査において、受益者負担の適正化及び指定管理者制度導入を含めた施設運営形態の見直しを指摘された。
- (2) 2011年度の町田市版事業仕分けにおいて、他の子ども施設との機能分担、ひなた村のあり方の見直し及び民間活力の導入を視野に入れた施設運営形態の見直しを指摘された。
- (3) 2015年度にひなた村諮問機関である「ひなた村運営協議会」にひなた村のあり方について諮問を行い、子どもセンターとの機能分担及び施設の運営形態について答申を受けた。

答申のポイント

- ・豊かな自然環境を生かした事業展開
- ・市民、団体等との協働による多彩な事業展開
- ・子どもの育成に関わる担い手の養成
- ・運営コストの低減（施設使用料の見直しなど受益者負担の適正化）
- ・ひなた村に適した形での民間活力の導入（指定管理者制度の導入など）

- (4) 2016年度から市庁舎内でひなた村のあり方について検討を進め、児童館相当施設かつ野外自然活動を中心とした場所と位置づけること及び、指定管理者制度の導入の可否などについて考えをまとめた。

児童館相当施設とするメリット

- ・子どもセンター等との一体的運用が可能となり、連携が強化される。
- ・子どもセンター等と一元的に扱うことで、財政上の効率化を図れる。

指定管理者制度導入のメリット

- ・豊かな自然を活かした野外体験などを中核とした児童館相当施設にリニューアルするにあたり、専門性を必要とする事業を安定的に提供するための施設スタッフを長期に渡り確保できる。
- ・施設の管理・運営に民間等のノウハウを導入することで、効率的運用を図れる。

(5) 2017年度に検討結果について「ひなた村運営協議会」及び「子ども・子育て会議」へ報告し、意見を聴取した。

運営協議会からの主な意見

- ・恵まれた自然環境を活かし、自然体験や野外炊飯などの活動を事業の中心に据えていくべきである。
- ・事業を展開していくにあたっては、市役所の他部署は基より、市民団体など関係機関との連携・協働が重要であり、また、地域の方々が持つ力をうまく活用していくことが必要である。
- ・経験者から未経験者に教えるような、子ども同士のネットワーク型の“学び合い”が可能なプログラムを拡充するべきである。
- ・地域が意思決定に参画できる自由度の高い運営方式を作っていくことが望ましい。
- ・維持管理や事業実施にかかる経費は受益者負担が原則的な考え方で見直しも必要であるが、事業の趣旨や対象に応じた調整が必要である。
- ・ひなた村が担っている学校や団体等の教育活動も重要な機能であり、支障がないよう配慮が必要である。

子ども・子育て会議からの主な意見

- ・児童館施設とすることで、従前の利用者が利用しにくい状況とならないよう配慮が必要である。
- ・児童館相当施設となるメリット（子どもセンターとの連携）を十分生かすことが必要である。
- ・市民が参画できる運営協議会のような組織は今後も必要である。

2 附属機関からの意見等を踏まえた方向性

附属機関である「ひなた村運営協議会」及び「子ども・子育て会議」の意見を聞き、ひなた村を児童館相当施設かつ野外自然活動を中心とした場所として位置づけ、指定管理者制度を導入する方向とした。

3 今後の予定

6月に条例改正を上程予定